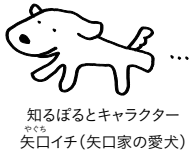


クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



答えは ①正しい

キャッシュレスの決済手段は、店舗における決済形態とお金の支払い形態(清算方法)で分類することができます。まず、決済形態としては、(1)クレジットカードの代名詞となっている「カード決済(磁気・ICチップ型)」、(2)電子マネーなどの「タッチ決済」、(3)新しく登場した「QR・バーコード決済」の3種類があります。
また、支払い形態として、(1)現金や金融機関の預貯金口座などからチャージする「前払い(プリペイド)」、(2)金融機関の預貯金口座からの「即時払い(デビット)」、(3)同「後払い(クレジット)」の3種類があります。

なんらかのキャッシュレス決済サービスを利用したことのある人であればお気づきかもしれませんが、実は、決済形態と支払い形態の組み合わせは一通りではないのです。

「カード決済(磁気・ICチップ型)」というと、「後払い」のクレジットカードのイメージがありますが、なかには、「前払い」のプリペイドカードも「即時払い」のデビットカードもあります。「タッチ決済」でも、交通系(Suica、PASMOなど)や流通系(WAON、nanaco、楽天Edyなど)は「前払い」ですが、最近では、「前払い」、「即時払い」、「後払い」のいずれの支払い形態にも対応するポストペイ(QUICPay、iDなど)やプラットフォーム系(Apple Pay、Google Payなど)も登場しています。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL : 088-822-0114

消費生活センター 便り

借金のこと、ひとりで悩まず相談してください!



多重債務に関する相談が後を絶ちません。借金のことですら毎日頭を悩ませるのは、大変つらいことです。ひとりで悩まず、消費生活センターに相談してください。借金問題は必ず解決できます。

県内事例①

住宅ローンを含め借入れが1,000万円以上あるため返済が困難だが、自己破産はせずに返していききたい。債務相談をどこへすればよいか。(50代 女性)

県内事例②

夫が、銀行や消費者金融から総額500万円ほど借入れをしており、債務整理の相談をしたいが、どうすればよいか。夫は、15年ほど前にも自己破産を経験している。(契約当事者:40代 男性)

県内事例③

銀行、クレジット会社、奨学資金等で700万円以上の借入れがあり、返済が苦しくなってきた。借入れの整理をしたいが、どうすればよいか。(20代 男性)

このほか高知県立消費生活センターからの情報発信中!

Facebookもチェック⇒



1. 県立消費生活センターでは、月に1回弁護士による多重債務無料法律相談会を開催しています。(※事前予約が必要です) また、日曜から金曜まで、消費生活相談員が相談をお聞きしています。お話を伺ったうえで、必要に応じて弁護士や司法書士におつなぎします。
2. 借金の場合は、特に早めの相談が肝心です。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。
3. 不安なとき、困ったときは、県立消費生活センターや市町村の窓口(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)にご相談ください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

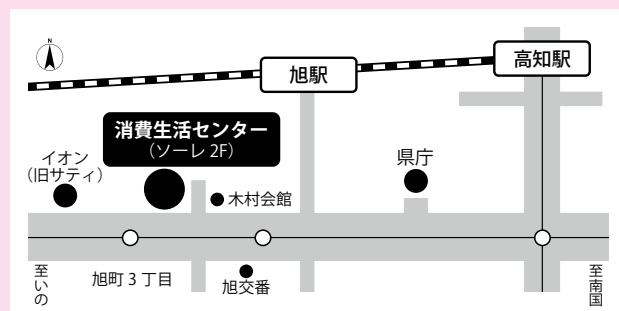
住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3

※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番(いやや) お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します